

○ 社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）

（附則第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の欠格条項）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第三十六条第四項各号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 <u>社会福祉事業施設</u>（<u>社会福祉法</u>第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（以下「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>二 <u>八</u> (略)</p> <p>2 <u>前項第四号</u>に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。</p> <p>3 <u>五</u> (略)</p>	<p>（役員の欠格条項）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第三十四条第四項各号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 <u>社会福祉事業施設</u>（<u>社会福祉事業法</u>第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（以下「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>二 <u>八</u> (略)</p> <p>2 <u>第一項第四号</u>に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。</p> <p>3 <u>五</u> (略)</p>

